

## 茨木市会計年度任用職員の退職金共済制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市が任用する会計年度任用職員（以下「職員」という。）に関する退職金共済制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の内容)

第2 市長は、茨木商工会議所と退職金共済契約を締結し、職員を茨木商工会議所の特定退職金共済制度（以下「共済制度」という。）の被共済者として加入させるものとする。

(対象者)

第3 被共済者として加入させる職員の範囲は、令和2年3月31日以前に、茨木商工会議所が実施する特定退職金共済制度に加入していた者であって、施行日以後引き続き会計年度任用職員として任用されたものとする。

(加入口数)

第4 共済制度の加入口数は、1人につき2口とする。

(掛金の負担)

第5 茨木市が掛金の全額を負担するものとする。

(被共済者の資格喪失)

第6 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、被共済者としての資格を喪失するものとする。

- (1) 任用期間が満了し、再度の任用がないとき。
- (2) 任用期間中において都合により退職（解雇を含む。）したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 他の特定退職金共済制度の被共済者となったとき。

(退職一時金の支給)

第7 職員が第6各号に該当したときは、速やかに給付金支払請求書に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 市長は、当該請求書を受領したときは、速やかに茨木商工会議所に送付するなど所定の手続を行うものとする。

(退職一時金の支給制限)

第8 退職一時金は、職員が茨木市職員退職手当条例（昭和33年茨木市条例第8号）第7条の2及び第7条の3に掲げる支給制限の内容より退職したときは支給しないものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 定年退職時において、継続した勤続年数が5年以上で加入口数の合計が120口に満たない嘱託員にあっては、第4の規定にかかわらず、加入口数の合計が120口となるよう定年退職日前1年間の一定時期に増口するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。